

商工振興課  
担当：商工チーム 竹内、小坂  
(0562-36-2662)

## 新たな保証料補助制度を創設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内中小企業者の方を対象に、信用保証料を補助する「緊急経済対策融資保証料補助金」を新たに創設しました。

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により愛知県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の融資を受けた市内の中小企業者が、保証協会に対して納付する信用保証料を市が補助することで、中小企業者の資金調達への負担軽減を図り、経営安定を図ります。

### 2 補償内容

補助率：100%  
補助限度額：12万円  
申請期間：令和3年3月31日まで

### 3 対象者

保証協会の以下の融資に係る保証料を支払った中小企業者

- (1) セーフティネット保証4号
- (2) セーフティネット保証5号
- (3) 危機関連保証

※上記融資について、市から認定を受けることにより、一般保証とは別枠で融資を受けることができます。

別枠の限度額（4号及び5号保証） 無担保8千万円 最大2億8千万円

さらに別枠の限度額（危機関連保証） 無担保8千万円 最大2億8千万円

※上記融資実行から30日以内に申請が必要です。ただし、令和2年2月1日から令和2年4月1日までの間に上記融資の実行を受けた方は、令和2年5月1日までに申請が必要です。